

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器
を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて

国民・患者に対して、電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、厚生労働省は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページ等で公表することとしています。そのため、滋賀県庁では、電話や情報通信機器を用いた診療等を実施する医療機関を把握し、厚生労働省へ報告を行います。

実施する医療機関におかれては随時、別紙1を県庁に提出してください。

・提出先 滋賀県医療政策課 医療整備係にFAX等により提出してください。

FAX 077-528-4859

E-mail ef0003@pref.shiga.lg.jp

○実施された医療機関へ

実施状況の報告が必要になります。実施された医療機関におかれては、別紙2を県庁に提出してください。

・報告対象

① 初診で診断処方をした状況

② ①で報告を行ない、かつ再診でも電話や情報通信機器を用いて診断・処方した場合の状況

※初診を対面で行い、再診以降で電話や情報通信機器を用いて診断・処方した場合は報告の対象にはなりません。

・報告期限

毎月第1金曜日

・提出先 滋賀県医療政策課 医療整備係にFAX等により提出してください。

FAX 077-528-4859

E-mail ef0003@pref.shiga.lg.jp